

資料編

- 1 古賀市環境基本条例
- 2 古賀市環境基本条例施行規則
 - ・ 審議会委員名簿
- 3 古賀市環境政策調整委員会規程
- 4 計画策定の経過
- 5 古賀市環境審議会への諮問書
- 6 古賀市環境審議会からの答申書
- 7 古賀市環境基本計画素案に対する市民意見と計画書への反映
- 8 アンケート調査概要
- 9 市民ワークショップ概要
- 10 用語解説

1 古賀市環境基本条例

平成 16 年 10 月 5 日

条例第 17 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 施策の策定等に係る基本方針(第 8 条)

第 3 章 施策の総合的かつ計画的推進(第 9 条—第 11 条)

第 4 章 推進施策

第 1 節 環境への負荷の低減に資する施策(第 12 条—第 19 条)

第 2 節 市民等による環境の保全及び創造に関する活動を促進する施策(第 20 条—第 22 条)

第 3 節 地球環境保全のための施策の推進(第 23 条)

第 5 章 推進及び調整体制等(第 24 条—第 29 条)

附則

犬鳴の山並みを東に望み、白砂青松の連なる玄界灘を背に起伏に富んだ地勢の中で、私たちのまち古賀は、豊かな自然の恵みの下に、生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、私たちの生活に便利さと物質的な豊かさをもたらした今日の社会経済活動は、様々な資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させる ことにより拡大し続けてきた結果、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を荷っている。

私たちは、私たちを取り巻く環境が有限であることを深く認識した上で、日常の生活行動及び社会経済活動が環境へ影響を与えていることを自覚し、資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない循環型社会が構築されるよう、新たな取組を進めなければならない。

私たちは、それぞれの責任と役割の下に、英知を出し、協力・協働して、豊かな環境を保全し、創造していくとともに、人と自然が共生し、持続的に発展することができる環^わのまちを実現するため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項 を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを 目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っていることを踏まえ、市民が、環境に関する情報を共有し、これに伴う市政への参加を通じて、健全で恵み豊かな環境の恵沢を将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図ることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、社会経済活動その他の活動による環境への負荷の少ない、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組によって、相互に協力・協働して推進されなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていること及び市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることを踏まえ、地域での取組として行われるとともに、広域的に協力・連携して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、[前条](#)に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用を行うことにより積極的に環境への負荷を低減する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活における環境への負荷を低減する責務を有する。

- 2 [前項](#)に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理並びに資源

及びエネルギーの有効かつ適正な利用を行うとともに、廃棄物の削減に資するような物の製造、販売その他の事業活動を行うことにより環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 4 [前3項](#)に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、かつ、その保有する環境に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
(各主体の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、[前3条](#)に定めるそれぞれの責務を果たすため、必要に応じ、相互に協力・協働していかななければならない。

第2章 施策の策定等に係る基本方針

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の個性を生かした都市景観の形成及び歴史・文化的環境の保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。

第3章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、[第24条](#)に定める古賀市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 [前3項](#)の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(年次報告)

第 11 条 市長は、毎年、環境の状況及び市が講じた環境施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、これを公表するとともに、これに対する市民の意見を聴くため、必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 推進施策

第 1 節 環境への負荷の低減に資する施策 (公害等の防止)

第 12 条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障(公害を除く。)を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第 13 条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 [前 2 項](#)に規定するもののほか、市は、人と自然との豊かな触れ合いの確保に資する公共的施設の適正な整備及び健全な利用を図る事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と再生)

第 14 条 市は、環境保全型農業(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成 11 年法律第 110 号)第 2 条に規定する持続性の高い農業生産方式による農業をいう。)の普及、地産地消の促進その他の地域固有の里地里山の豊かな自然環境の保全及び再生に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第 15 条 市は、自然環境を保全することが特に必要な地域において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者が策定する計画について、その計画が環境に適正に配慮されたものとなるように、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第 16 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 17 条 市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第 18 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第 19 条 市は、市民又は事業者(以下「市民等」という。)が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組又は活動を促進するため、必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、必要があると認めるときは、市民等に対し適正かつ公平な経済的負担を課することについて調査及び研究を行い、その措置を講ずるものとする。

第 2 節 市民等による環境の保全及び創造に関する活動を促進する施策

(環境教育等の振興)

第 20 条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等が行う環境の保全及び創造に関する活動の意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習(以下「環境教育等」という。)の振興を図るものとする。

2 [前項](#)の場合において、市民等に対する環境教育等の振興に当たっては、市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)との協働を図りながら、必要な施策を推進するように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の推進)

第 21 条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、エネルギーの有効利用に係る普及活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 22 条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境教育等の振興並びに民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第 3 節 地球環境保全のための施策の推進

(地球環境保全のための施策の推進)

第 23 条 市は、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

第 5 章 推進及び調整体制等

(環境審議会)

第 24 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、古賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) [前号](#)に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

5 委員は、識見を有する者、公共的団体等の構成員及び市内に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 [前各項](#)に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(民間団体等の施策への参加)

第 25 条 市は、民間団体等が環境の保全及び創造に関する施策について意見を述べることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制等の整備)

第 26 条 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に必要な体制の整備に努めるものとする。

(施策推進の庁内体制の整備)

第 27 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関及び部課相互の緊密な連携並びに調整を図る体制を整備するものとする。

(民間団体等との協力・協働)

第 28 条 市は、民間団体等との協力・協働により、環境の保全及び創造に関する施策の推進に取り組むため、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 29 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、公布の日から施行する。

(環境基本計画の経過措置)

2 [この条例](#)の施行の際既に定められている環境基本計画は、[第 9 条第 1 項](#)から[第 5 項](#)までの規定に基づき定められたものとみなす。

(古賀市環境審議会条例の廃止)

3 古賀市環境審議会条例(平成 14 年条例第 26 号)は、廃止する。

(古賀市環境審議会委員の経過措置)

4 [この条例](#)の施行の際現に廃止前の古賀市環境審議会条例の規定に基づき委嘱されている委員は、[第 24 条第 5 項](#)の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、[同条第 6 項](#)の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 4 日までとする。

2 古賀市環境基本条例施行規則・審議会委員名簿

平成 16 年 10 月 5 日

規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、古賀市環境基本条例(平成 16 年条例第 17 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 古賀市環境審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長になる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 5 条 会長は、特に専門的な検討及び協議の必要を認めるときは、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、部会を掌理し、部会における会議の経過及び結果を審議会の会議において報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則において定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

環境審議会委員名簿

氏名	構成団体等	備考
小野 勇一	九州大学名誉教授、元北九州市立自然史・歴史博物館 館長	会長
薛 孝夫	西日本短期大学緑地環境学科 特任教授	副会長
嶺井 久勝	(元古賀市自然環境調査研究会会長)	
島岡 隆行	九州大学大学院工学研究院 教授、玄界環境組合 環境委員長	
二渡 了	北九州市立大学国際環境工学部 教授	
谷本 潤	九州大学大学院総合理工学研究院 教授	
仁科 信春	福岡工業大学社会環境学部 教授	
渡 久行	古賀市森林組合 代表理事組合長	
常岡 寿子	古賀市農業女性活動促進事業推進協議会 会長	
清水 佳香	NPO法人エコけん 理事長	
田中 澄子	古賀市はたるの会	
新町 直子	(元古賀市ごみ対策会議委員)	
大坪 茂樹	レインボー古賀 代表、 (元古賀市環境基本計画市民ワークショップ委員)	
柴田 幸次	公募市民	
森田 和美	公募市民	

* 構成団体等は当時

3 古賀市環境政策調整委員会規程

平成 14 年 9 月 5 日

訓令第 18 号／教育委員会訓令第 12 号

(設置)

第 1 条 市域内における環境の保全及び創造に関する重要事項の総合的な調整と計画的な推進を図るため、古賀市環境政策調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 環境基本計画の進行管理に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関する重要事項についての全庁的な調整に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には市民部長を、副委員長には総務部長を、委員には別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の職員の出席を求めることができる。

(部会)

第 6 条 委員会は、第 2 条各号に掲げる事項を専門的に調査研究させるため、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会員若干名をもって組織する。
- 3 専門部会は、部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。
- 5 部会員は、参事補佐、係長、主査及び主任主事のうちから市長が任命する。
- 6 部会員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第 7 条 委員会及び専門部会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(委任)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第 3 条第 2 項関係)

保健福祉部長、建設産業部長、上下水道部長、教育部長、企画課長、総務課長、人事秘書課長、建設課長、産業振興課長、都市計画課長、学校教育課長

4 計画策定の経過

第2次古賀市環境基本計画（古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）策定までの経過を以下に示します。

<平成24年度>

平成24年6月～平成25年3月	既存資料調査実施
平成24年7月26日	第27回環境審議会開催（諮問）
平成24年9月～10月	市民アンケート調査、事業者アンケート調査の実施
平成24年12月19日	第28回環境審議会開催
平成25年1月24日	ワークショップ（第1回）
平成25年2月15日	ワークショップ（第2回）
平成25年3月7日	ワークショップ（第3回）
平成25年3月27日	第29回環境審議会開催

<平成25年度>

平成25年4月22日	ワークショップ（第4回）
平成25年5月22日	ワークショップ（第5回）
平成25年6月24日	第30回環境審議会開催
平成25年8月28日	第31回環境審議会開催
平成25年11月29日	第32回環境審議会開催
平成25年12月16日～平成26年1月14日	計画書素案の公表と市民意見の募集
平成26年2月19日	第33回環境審議会開催
平成26年2月25日	第2次古賀市環境基本計画（古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）について（答申）



答申書を市長に手渡す環境審議会会長・副会長

5 古賀市環境審議会への諮問書

古 環 発 第 4 8 1 号

平成 2 4 年 7 月 2 6 日

古賀市環境審議会会長 殿

古賀市長 竹下 司津男

第二次古賀市環境基本計画について（諮問）

古賀市環境審議会条例第 2 条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

本市における環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための環境の保全に関する基本的な計画（古賀市環境基本計画）について

6 古賀市環境審議会からの答申書

25 古環審発第23号

平成26年2月25日

古賀市長 竹下 司津男 様

古賀市環境審議会

会長 小野 勇一

第2次古賀市環境基本計画（古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）について（答申）

平成24年7月26日付古環発第481号をもって諮問のありました標記の件につきましては、慎重に審議した結果、その内容は妥当であると判断しましたので答申いたします。

なお、計画の推進に当たっては、下記の意見に配慮されるよう付記します。

記

- 1 計画の進行管理については、適切に点検・評価等を行い、社会情勢の変化に応じた柔軟な対応を行うとともに、古賀市環境政策調整委員会、古賀市環境審議会を適時に的確に開催し、施策の着実な推進を図ること。
- 2 自然環境については、生物や植生などの定期的な監視、評価、対策の可能な体制づくりに主眼を置き、生態系の把握に努めるとともに、古賀市の特性にあった自然環境調査を展開する必要があることに留意すること。
- 3 地球温暖化対策については、エネルギー事情を踏まえた上で、市民や事業者が環境負荷の少ないライフスタイルを実践することを意識し、低炭素型社会を確立することを第一の目標に、市民、事業者、行政が一体となり、施策を推進すること。
- 4 ごみの減量、資源の循環を進めるため、市民、事業者、行政の共働で施策に取り組み、循環型のまちづくりを推進すること。
- 5 学校における環境教育の推進をはじめ、子どもから大人まで幅広い世代を対象として、市民の環境意識を啓発する施策展開が図られるよう配慮されたい。その際、地域との連携にも配慮すること。
- 6 ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）等の市民団体は環境施策の推進において重要な存在であり、その円滑な活動が可能となるような支援、条件整備に配慮すること。
- 7 市は、自ら行う事務事業の各場面に環境配慮の手法を取り入れ、率先して行動することにより市民、事業者の取組の模範となるよう努めること。

7 古賀市環境基本計画素案に対する市民意見と計画書への反映

第2次古賀市環境基本計画（古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）素案を作成後、より多くの市民意見を計画に反映するために、平成25年12月16日から平成26年1月14日までの期間で素案を公表し、郵便、ファクシミリ、電子メールなどによる意見の募集を行い、以下のようなご意見をいただきました。

また、ここに記載している意見以外にも、古賀市の環境に関するご意見やご要望等をいただき、参考にさせていただきました。

市民意見と計画書への反映（1）

No.	意見の概要	意見への対応
1	本市の自然環境については、市民団体が大根川流域で行った生物調査やシンガなどのデータや関係者、学識経験者の調査結果を踏まえ内容を包含した調査結果を反映してはどうか。	第1部4章＜取り組みの方向性＞A 保全方針・戦略の策定に今後の方向性を示しています。
2	人と自然とのふれあいの場として、不入谷が生物多様性の上から重要な地点であるため、追加してはどうか。	出典は平成24年度市民アンケート調査結果を引用したものです。保全対象区域等を別途検討する際には参考にさせていただきます。
3	「大気環境の保全」について・・・近隣都市のデータをもって古賀市のデータを推測しており、県に働きかけて一般環境測定器の設置をして実側でのデータからその対策を立てるべきではないか。	測定局の設置は県の所管であり、県全域の大気環境を踏まえて配置されています。大気汚染物質は一点で留まっておらず、広範囲で測定されているため、現在の近接する測定局の結果を活用していきたいと考えています。
4	「第1次計画の振り返り」で実施したとする173の施策のほとんどが第1次計画当初から「すでに実施中（継続実施）」として掲載されていた施策ではないか。計画策定時に「実施予定」「今後実施を検討する」として掲載されていた施策の内、この10年間で新たに取り組まれた施策はいくつあるのかが、見えない。	ご意見を踏まえ、表現を修正しました。 （第1部 第2章 8）
5	施策の体系図中、ワークショップで出された＜具体化のためのキーワード＞がどのように計画の中に活かされているのか見えない。	ワークショップの提言内容については、複数の環境分野を含む内容であるため、環境像を具体化するためのキーワードとして整理しています。
6	耕作放棄地や遊休農地の活用が「引き続き検討する」では、全くやる気が読み取れない。意義のある取組や、担当部署の職員がやる気を起こす前向きな施策を考えてほしい。	ご意見を踏まえ、表現を修正しました。 （第1部 第4章）
7	ビオトープの維持管理には学校と地域と環境ボランティアの連携・協力が欠かせない。特に地域の協力・参加が欠かせないため、「地域」という記載を追加してはどうか。	ご意見を踏まえ、表現を修正しました。 （第1部 第4章）
8	自然環境に配慮した河川・公園の保全と創造では、大根川上屋敷地区で取り組まれたワークショップこそが、今後のすべての市民共働のモデルケースになるのではないかと。建設課に聞き取りをして加筆してはどうか。	ご意見を踏まえ、表現を修正しました。 （第1部 第4章）
9	環境課・古賀市はたらの会共催の「水辺の楽校」を実施しているため、「環境学習の場としても活用」の文章を追加してはどうか。	ご意見を踏まえ、表現を修正しています。また、本計画では施策の方針について包括的な記載とし、これまでの取組内容については、それぞれ分野別の施策項目で写真、コラム等の枠を別に設けて記載します。
10	水環境の保全の「指標と数値目標」として、「汚水処理人口普及率」の現況90%を目標（平成35年度）91.6%としているが目標は100%とすべきではないか。	ご意見を踏まえ、表現を修正しました。 （第1部 第4章）

市民意見と計画書への反映 (21)

No.	意見の概要	意見への対応
11	指定文化財の適切な維持管理と有効活用の中に、この計画案が提出されたのちに発掘された「船原古墳」は古賀市の誇りなので、ぜひ挿入すべき。	ご意見を踏まえ、表現を修正しました。 (第1部 第4章)
12	「マイバックの配布」は不要。すでにほとんどの人が持っている、新たなごみを増やすだけになる。ただし啓発は継続する必要あり。	ご意見を踏まえ、表現を修正しました。 (第1部 第4章)
13	「最後のひとしぼり」はとても大切なことだと思うが、これは可燃ごみの中の「水分」を減らすだけで、「循環型社会」・「資源循環」の施策としては弱いと感じる。計画の中に「生ごみの回収・資源化」に向けた取り組みを入れていただきたいと思う。	「生ごみの回収・資源化」につきましては、第2次古賀市ごみ処理基本計画の中の循環型社会形成についての調査の継続の中で、総合的な検討内容としておりますことから、ご意見として受け止めさせていただきます。
14	生ごみの減量とマイバックの啓発を一緒に表記するのはいかがかと思う。	生ごみの減量とマイバックの配布は、3Rのうち同じ発生抑制の分類になると考えて併記しております。
15	資源化については、剪定枝や紙おムツについて触れていない。きちんと盛り込み資源化を進めることが、循環型社会につながると考える。	「剪定枝・紙おむつ」につきましては、第2次古賀市ごみ処理基本計画の循環型社会形成についての調査の継続の中で、総合的に検討しておりますことから、ご意見として受け止めさせていただきます。
16	ごみ対策は、循環型社会の形成のための重要施策である。清掃工場の将来構想の中間報告では2032年までに1400tのごみ減量が必要と出ている。計画的な減量政策を策定すべきである。 生ごみの減量について水切りだけではないと思う。家庭から出る生ごみの堆肥化は資源化として表記することも必要ではないか。	清掃工場の将来構想は、中間報告であり今後玄界環境組合において更に精査されるものですので、その内容を本計画に盛り込むことはできないと考えております。 家庭から出る生ごみの堆肥化は、第2次古賀市ごみ処理基本計画の中の循環型社会形成についての調査の継続の中で総合的な検討内容としておりますことから、ご意見として受け止めさせていただきます。
17	大根川では3～4年前から大根川P.J、古賀ふるさと見分けの会が活動中で、大根川流域の生物調査や、水質検査は何回も実施済である。これらの有力市民団体活動実績を反映させた今回の計画、施策、立案であったのか、なければ、これらの学識経験者の意見も参考にしてお応え願えないか。	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。 実際に施策を進める際に、ご指摘の調査結果等も踏まえて、具体的なスケジュール、役割分担等を検討していきます。
18	「みんなで取り組む共働プロジェクト」ではなぜ大根川が特化されているのか。共働で行わなくてはいけないものは多くあると思う。	ご意見を踏まえ、表現を修正しました。 (第1部 第5章)
19	庁内の「環境政策調整委員会」は年数回定期的に開催し関係各課との連携がスムーズにいくようにするか、「環境審議会」の開催回数を増やすとか、担当課はPDCAに不断の努力ができるように組織を再編するとかして、進捗状況を把握しやすいようにする必要がある。第1次計画の時より推進体制を強化する体制づくりをすべきではないか。	「環境政策調整委員会」及び「環境審議会」は、環境政策に関わる事案、環境保全に関する諸事項について適宜開催していきます。
20	第2次計画のどこにも「校区コミュニティ」との連携・活用が出てこないのは不可解。「校区コミュニティ」を単に『市民』としてひとくくりするのは、違うという気がする。	本計画では、各主体の役割を明確にするため、市民・事業者・行政と大きく3つの位置づけをしております。具体的な施策については、校区コミュニティやボランティア団体等の様々な主体との共働を想定しています。
21	全体的に非常にわかりにくい書き方である。第1部第4章はシンプルにわかりやすい表記を工夫して欲しい。	ご意見を踏まえ、表現を修正しました。 (第1部 第4章)
22	清掃工場将来構想の中間報告では2032年以降は受け入れないとしている汚泥の処理について触れられていない。	清掃工場の将来構想については、中間報告であり今後玄界環境組合において更に精査されるものでありますので、その処理の内容を本計画に盛り込むことはできないと考えております。

8 アンケート調査概要

＜市民アンケート調査＞

市民アンケート調査は、身近な環境問題に対する市民の意見や考え方を把握するとともに、第1次計画策定時のアンケート調査結果と比較することで市民意識の変化を把握することを目的に行いました。主な調査結果は「第1部 第2章 古賀市の現況と課題」に示しています。

調査概要

対象者抽出方法	20歳以上の市民の中から1,000名を無作為抽出
配布・回収方法	郵送による配布回収
調査期間	平成24年9月20日～平成24年10月5日
回収数（回収率）	387票（38.7%）
設問項目	属性：性別、年齢、職業、小学校区、住居地周辺、世帯人員、居住年数
	環境問題についての関心
	身近な環境について
	エネルギー・ごみ減量意向について
	自然環境についての関心
	環境行政に望むこと

＜事業者アンケート調査＞

事業者アンケート調査は、廃棄物や地球温暖化の問題などに対して、事業者の環境保全の取組状況の現状や意見を把握することを目的に行いました。主な調査結果は「第1部 第2章 古賀市の現況と課題」に示しています。

調査概要

対象者抽出方法	市内の事業者100社を業種、規模別に抽出
配布・回収方法	郵送による配布回収
調査期間	平成24年9月20日～平成24年10月5日
回収数（回収率）	41票（41.0%）
設問項目	属性：経営組織、事業形態、従業員数、延床面積、業種
	環境配慮に関する基本方針等について
	環境配慮に取り組むための組織体制等について
	環境マネジメントシステムについて
	従業員の環境教育実施状況
	環境保全や環境負荷の低減のための具体的取組等について
	行政に対する要望など

9 市民ワークショップ概要

市民ワークショップは、市民のニーズを踏まえた、分かりやすくかつ市民に身近な計画づくりを目指すために開催しました。市民の視点により地域の環境課題を把握するとともに、ワークショップの参加者には計画策定後の推進役を期待するものです。

ワークショップの日程と主な検討内容

回	開催日	内容
1	平成 25 年 1 月 24 日 19:00～	市職員紹介、コンサルタント紹介 メンバー間のコミュニケーションを兼ねた「ワールドカフェ」手法による、環境問題のテーブルクロスへの書き出し
2	平成 25 年 2 月 15 日 19:00～	前回テーブルクロスに記入した意見を振り返り、感心の深いテーマを複数募集。各テーマを分科会とし、自分が参加したい分科会に入って自由に議論。最後に、各分科会における結論を NEWS という形で発表。次に、NEWS について、別のメンバーがコメンテーターとして意見を加え、総論に結びつく土台を作り上げる作業を行った。
3	平成 25 年 3 月 7 日 19:00～	前回出されたテーマを基本として「市民として環境基本計画に何を載せたいか」について、「知恵の掲示板」手法により自由に意見を出し合い、集約した。各テーマの代表者が最後に発表を行い、全員で認識の共有を図った。
4	平成 25 年 4 月 22 日 19:00～	「環境基本計画」の構成をイメージしてとりまとめた資料をもとに、「山の手線発言」手法を用いて、意見の追加や洗練を図った。
5	平成 25 年 5 月 22 日 19:00～	前回の資料に市が手を加え、「市民意見」が「計画」へと変化するイメージを提示。意見の洗練を図り、満場一致で成果に対して合意された。

＜市民ワークショップ参加者メンバー＞

五十音順、敬称略

岩田一夫、木村泰治、櫛間勝美、小林孝一、佐々木眞二、洪田敏勝、清水佳香、竹田保夫、竹田和義、鶴崎繁夫、富山巽、中屋允雄、野中康憲、馬場栄一、平川由記子、福崎敏章、森田和美、宿理英彦、山本節子、吉見一郎、吉村一雄、渡邊裕子

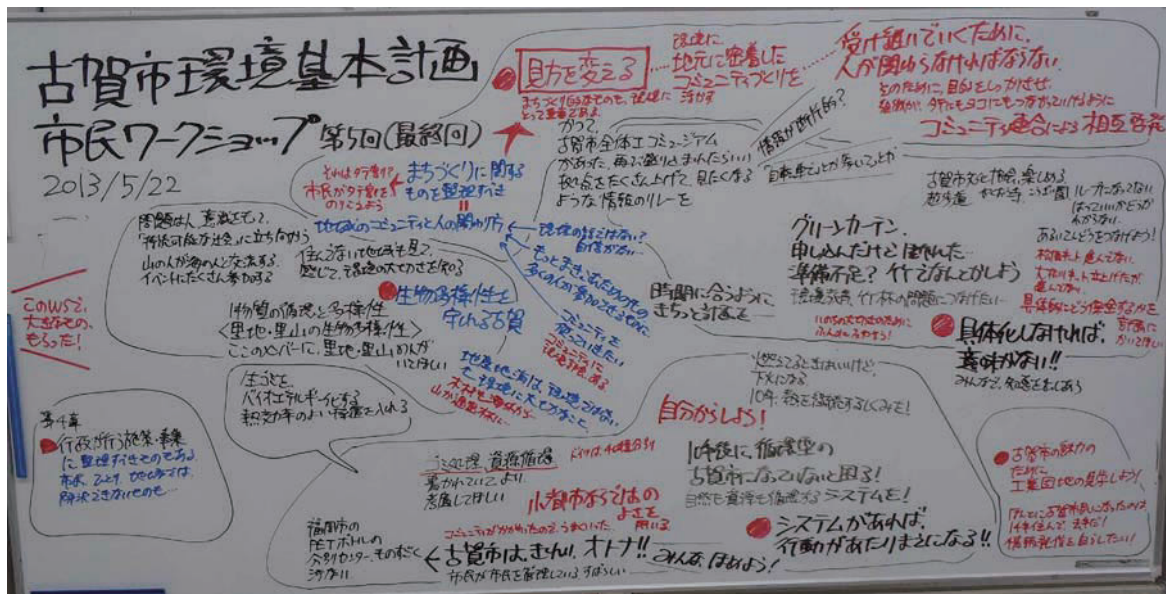
ー 古賀市ワークショップにおけるファシリテーターの紹介 ー

田坂 逸朗（たさか いつお）氏

マーケティングプロデューサー・ファシリテーター



1964 年、福岡県生まれ。福岡大学経済学部卒業後、広告映像制作会社勤務、プランニングユニット Paper Company としての活動を経て、2001 年、（有）タサカイツオ設立。マーケティング・クリエイティブ・ブランディングでは、acc 賞、福岡広告賞、月刊 CM インディックス好感度 CM 大賞ほか受賞歴多数。ファシリテーター・ファシリテーター養成講師・組織改革プラクティショナーとしては、国交省広域防災計画フォーラムディスカッション、東日本大震災復興支援財団原発事故被災者支援ヒアリング、国連「生物多様性の 10 年」日本委員会生物多様性ふくおか戦略フォーラムファシリテーターなど、行政、企業のプロジェクトを多数手掛けている。



第5回ワークショップにおける最終合意形成の成果

ワークショップの成果（概要）

市民が求める3つの古賀市のあるべき姿

〇めざす姿1

守られている郷土愛がある

自然の営みの保全と活用 ～古賀の財産の申し送り～

- ◆山、川、海 ～自然が循環し、生物多様性が守られるまち～
- ◆遊歩道、竹林、松原 ～もっときれいに、もっと大切に～
- ◆申し送りをしっかりと行う

〇めざす姿2

身近なところで愉しめる古賀の魅力が発見され、人の環が自ら広がっている

- ◆愉しむ環境教育 ～循環型社会への意識改革～
- ◆愉しむ地域コミュニティ ～地元に着した、環境のためのコミュニティづくり～
- ◆愉しむ地産地消

〇めざす姿3

いのちを大切に、恵みに報いるためのまちづくりが進んでいる

未来への責任 ～恩恵への報恩といのちのたいせつさ～

- ◆資源循環(ごみの資源化・リサイクル、廃棄物対策)
- ◆再生可能エネルギーと省エネルギー
- ◆未来への市民の責任

あ行

ISO14001 (P71、P72、P81)

- ISO（国際標準化機構）が定めた環境マネジメントシステム。環境に視点をおいた経営管理システムで、事業所ごとに環境保全に関する目標・方針・計画を定め、実施し、達成状況を点検しつつ、全体の見直しやさらなる環境配慮の実施に取り組んでいくというものです。

アイドリング・ストップ (P126)

- 大気汚染防止や騒音・悪臭防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）の排出を抑制するため、信号待ちなど自動車の駐・停車時における不必要なエンジンの使用を止めることです。アイドリング・ストップ運動は、自動車を利用する全ての人々に、自主的なアイドリング・ストップの励行を呼びかけるもので、1996年に環境庁（現環境省）が提唱し、各地の自治体、企業などで取組が進められています。

アダプトプログラム (P31、P34、P39、P79、P80)

- 市民と行政が協同で進めるまち美化プログラムのことです。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みをいいます。

うちエコ診断 (P71、P72)

- 国の委託を受けて全国センターと地域の地球温暖化防止活動推進センターが取り組んでいる取組です。うちエコ診断員が専用のツールを用いて、各家庭に対してCO₂排出削減のコンサルティングを行うもので、各家庭の“どこから”“どれだけ”CO₂が排出されているのかを見える化し、削減余地の大きい分野を集中的に対策の提案をするものです。診断には、自宅訪問と窓口診断の他、簡易なWeb診断も用意されています。

エコアクション21 (P71、P72、P81)

- 1996年9月のISO14001の発行に合わせて環境庁（現環境省）から出された中小企業向けの環境保全活動推進プログラムです。内容としては環境への負荷の自己チェック、取り組みの自己チェックと環境保全計画の策定及び環境活動レポートの公表からなります。プログラム参加企業の登録制度として発足しましたが2004年にISO14001と同じような認証・登録制度に改訂されました。

SNS (P80)

- 人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトで、友人・知人間のコミュニティを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのことです。

LED (P73、P123、P124)

- 発光ダイオード(LED)を使用した照明器具です。白熱灯や蛍光灯に較べて高価格ながら、長寿命で電力消費も低いため、省エネルギーを目的に導入促進され、自治体等による購入補助なども実施されています。従来の照明具に較べて配光制御にすぐれ、光の利用効率が高められるのが特長で、点滅や調光も容易です。LED 照明の普及により照明分野における省エネルギーが加速度的に進むことが期待されています。

汚水処理人口普及率 (P22、P23、P66、P86)

- 汚水処理人口とは下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの汚水処理施設による処理を行っている人口をいいます。また、汚水処理人口普及率は以下の式で求めます。

$$\text{汚水処理人口普及率 (\%)} = (\text{汚水処理施設の処理人口} / \text{総人口}) \times 100$$

か行

化石燃料 (P26、P50)

- 石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源のことをいいます。

環境影響評価制度 (P90、P91)

- 環境アセスメントともいいますが、これよりも狭い概念です。日本の法律や条例等の用語として定着しています。英語では Environmental Impact Assessment であり、EIA という略称も広く使用されています。環境汚染や自然環境の破壊を未然に防止するため開発行為が環境に及ぼす影響についてあらかじめ回避・低減するための情報公開に基づく手続きです。このための調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、これに対する意見を求めます。これらの意見を反映して事業の実施に際し、環境影響の回避・低減にどう努めるかを事業者は説明し、環境保全対策を実行します。こうして公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全その他の環境保全の見地から適正な配慮がなされる手続きをいいます。

環境影響評価法 (P8、P90、P91)

- 一定規模以上の公共事業において、事業者がこれに定める方法で環境影響評価を行うことを定めた法律で、平成9年6月に公布されました。同法の対象となる事業は、従来の閣議アセスの対象に発電所等を加えた14事業で、環境影響評価を義務付ける規模の大きい「第一種事業」と、それより小規模で環境影響評価が必要かどうかを事業者が判定する「第二種事業」に分けられます。

環境カウンセラー (P81、P83、P84)

- 市民や事業者などに対して、環境保全活動の推進のために、助言などの支援ができる人材として登録された人のことを指します。本制度は環境省が創設し、市民や市民団体などからの環境問題、環境保全活動、組織運営などに関する相談、助言、環境学習講座の講師、環境関連事業などの企画・運営を助言する「市民部門」と、事業者からの環境保全の具体的な対策、環境活動評価プログラムなどに関する相談・助言をする「事業者部門」という2つの登録部門が設置されています。

環境家計簿（P71、P73、P122、P124）

- くらしと環境のかかわりを把握し、記録するための技法のひとつです。日記型、チェック型、記録簿型などの種類があり、環境省をはじめとする多くの機関、自治体で作成されています。

環境基準（P18、P20、P22、P24、P36、P38、P63、P64、P65、P66、P86）

- 環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき「人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいいます。環境基準は、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染の 4 分野について定められています。

環境負荷（P7、P76）

- 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいいます（環境基本法第 2 条第 1 項）。環境負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがあります。

環境マネジメントシステム（P30、P39、P71、P72、P124）

- 環境マネジメントシステムとは企業などの事業体が環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続きのことをさします。また、一連の環境マネジメントシステムの中で、自主的な環境管理に関する計画などの実行計画に関する実行状況の点検作業は環境監査と呼ばれています。

合併処理浄化槽（P34、P65、P66）

- し尿と共に台所、風呂などからの生活雑排水を処理する浄化槽です。（浄化槽とは、し尿や生活雑排水を沈でん分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒し、放流する小型の施設です。各家庭や団地単位で設置されます。）

京都議定書（P8、P100、P124）

- C O P 3 で採択された法的拘束力を持つ文書で、「先進国が 2008～2012 年の目標年において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、H F C、P F C 及び S F 6 の 6 種類の温室効果ガスを 1990 年（平成 2 年）に比べて少なくとも 5%（日本は 6%）削減することを目標とする」等を定めました。

クールビス・ウォームビズ（P73）

- クールビズとは地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の 28 度にし、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのことをいいます。逆に秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の 20 度にし、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルことをウォームビズといいます。

グリーン購入（P73、P74、P124）

- 環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入することです。

下水道普及率（P36）

- 下水道の普及状況を割合で示したものです。この計画では、以下の式で求められる値を下水道普及率としました。

下水道普及率＝（公共下水道＋農業集落排水整備人口）／総人口

光化学オキシダント（P18、P19、P21、P38、P63、P64）

- 大気中の二酸化窒素と炭化水素類が紫外線により光化学反応してできる物質です。浮遊粒子状物質（SPM）と共に光化学スモッグの原因となります。オゾンの主成分とする光化学オキシダントは、眼を刺激する有害物質で、光化学オキシダント濃度が1時間値で0.12ppmを超える状況が予測される場合、光化学スモッグ注意報が発令され、野外活動が制限されます。

こどもエコクラブ（P37）

- 環境省が全国の小中学生を対象として、楽しく継続的な環境活動・学習を行う機会を提供する事業です。登録した会員には、1年を通じて環境を守る自主活動（エコロジカルあくしょん）を進めるための情報提供などを無料で行っています。

さ行

3 R（P8、P28、P39、P75、P76、P77）

- Reduce（リデュース＝廃棄物を出さない）、Reuse（リユース＝再使用する）、Recycle（リサイクル＝再資源化する）の略称です。廃棄物をできるだけ出さず、使用済みの物を再使用や再利用にまわそうというもので、循環型社会をつくっていく上での基本的な考え方です。

C O P（P8）

- Conference of Parties の略で、締約国会議のことをいいます。多くの国際条約は、加盟国が物事を決定するための最高決定機関としてC O Pを設置しています。環境問題においては気候変動枠組条約（COP-FCCC）。生物多様性条約（COP-CBD）、砂漠化対処条約（COP-CCD）にそれぞれ締約国会議があります。開催頻度は条約ごとに締約国によって決定されます。

C S R（P80）

- 企業が事業活動において利益を優先するだけでなく、顧客、株主、従業員、取引先、地域社会などの様々なステークホルダーとの関係を重視しながら果たす社会的責任を指します。具体的には、安全で高品質な製品・サービスの提供、環境への配慮、社会的公正・倫理にかなった活動などを行っているかなどが挙げられます。このような社会的責任を果たすことにより、業務プロセス改善によるコスト低減、技術・サービス革新、企業イメージの向上など様々なメリットがあるといわれ、C S Rに積極的に取り組む動きが広がっています。

循環型社会（P7、P8、P27、P39、P75）

- 天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会です。

循環型社会形成推進基本法（P27、P75）

- 循環型社会を形成するための基本法で、2000年に成立しました。製品の生産者が、製造から排出まで一定の責任を負う拡大生産者責任（EPR）を一般原則として盛り込んでいます。廃棄物の最終処分量を減らすため、廃棄物の発生抑制（リデュース）、使用済み製品を再び使う再使用（リユース）、使用済み製品を原材料として利用する再生利用（リサイクル）の3Rを優先した上で、廃棄物の適正処分を行う優先順位を明記しています。

水源かん養（P59）

- 降水を地表や地中に一時貯えるとともに、地下に浸透させ、降水の河川等への直接流入を調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養などを維持・促進する自然のもつ機能のことです。

生物多様性（P2、P7、P8、P14、P38、P43、P57、P58、P62、P77、P86、P87、P88）

- 生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念で、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のほか、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念です。生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要としています。

た行

太陽光発電（P8、P27、P34、P71、P72、P125）

- 太陽の光エネルギーを電力に変換する発電方式のことです。一般には太陽電池を利用して、光エネルギーを直接電力に変換しています。再生可能エネルギーである太陽光をエネルギー源とするため、継続的・反復的に発電でき、最小単位の発電装置はコンパクトかつ比較的長寿命でメンテナンスも軽微もしくはほとんど不要であることから、環境・設備での利用が広がっています。

地球温暖化（P2、P5、P6、P7、P8、P26、P39、P43、P44、P45、P50、P71、P73、P74、P88、P100、P102、P122、P123、P124、P125）

- 人間の諸活動から発生する二酸化炭素などの温室効果ガスにより、地球の気温が上昇し、それによってさまざまな気候変動が生じる現象のことです。

低公害車（P122、P125、P126）

- 騒音の発生や大気汚染物質（二酸化炭素や窒素酸化物）などの排出量が少ない自動車の総称です。「低公害車開発普及アクションプラン」のなかで、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車は、「実用段階にある低公害車」として、燃料電池自動車は「次世代低公害車」として位置付けられています。なお、低燃費かつ低排出ガス認定車とは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）に基づく燃費基準（トップランナー基準）早期達成車で、かつ、「低排出ガス車認定基準実施要領」に基づく低排出ガス認定車のことです。

な行

認定農業者（P59、P60）

- 農業経営基盤強化促進法に基づく制度です。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、市町村の基本構想に照らして適切であり、その計画の達成される見込みが確実で、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者を指します。認定農業者には、資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業、農業者年金の保険料助成等の各種施策が重点的に実施されています。

農業集落排水（P65、P66）

- 農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ、台所、お風呂から出た汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設です。公共下水道とほぼ同じですが、集落単位で施設を整備することなどに特徴があります。

は行

ビオトープ（P35、P61、P62）

- 生物の生息空間を意味しています。狭義では、人為的に整備した自然らしさのある池などを指します。

BOD（P22、P23）

- BODとは Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のことです。単位は一般的に mg/L で表します。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。河川について環境基準が定められており、その達成状況は 75% 値（年間の日間平均値のデータ n 個をその値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目のデータ値）で評価します。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）（P2、P8、P18、P19、P21、P63、P64）

- 大気中に浮遊している $2.5 \mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質よりも小さな粒子です。
PM_{2.5} は小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

福岡県環境影響評価条例（P90）

- 環境影響評価法の対象規模に満たない事業や同法が対象としない事業種であって、一定規模以上の物について、事業者が環境の保全について適正な配慮を行うことを確保するため、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等について定めています。

浮遊粒子状物質（P18、P19）

- 大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつです。環境基本法(1993)に基づいて定められる環境基準では、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものと定義しています。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがあり、粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。

保安林（P92）

- 水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備など 11 種類の公共目的を達成するため、森林法に基づき指定されている特定森林のことです。

ま行

埋蔵文化財包蔵地（P35）

- 貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵している土地のことです。外観上埋蔵文化財を包蔵しているのが判明している土地、及び外観上の特色はなくてもその地域社会で一般に埋蔵文化財を包蔵として認識されている土地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」といい、文化財保護法に基づいて、地方公共団体により指定されるとともに、この周知を図るための遺跡台帳・遺跡地図の整備が行われます。当該地において工事等を行う場合には、文化庁長官への届け出もしくは通知が必要となります。

松くい虫（P35、P59）

- マツが、真っ赤になって枯れる現象を「松くい虫」による枯損とか「松枯れ」といいます。このマツの集団枯損現象は、マツノザイセンチュウという線虫をマツノマダラカミキリというカミキリムシが運ぶことで発生します。この線虫は北アメリカから持ち込まれた侵入生物であり、この線虫がもたらすマツ材線虫病によって、日本のマツ林は崩壊の危機にあります。

ら行

ラブアース・クリーンアップ（P31、P79、P80）

- 平成 4 年 5 月に福岡市で開催された「ローマ・クラブ福岡会議 イン 九州」を契機に、この会議のテーマである“地球環境と地域行動”の実践活動として、市民・企業・行政が協力し、力を合わせて始めた地域環境美化活動です。

レッドデータブック（P8、P14）

- 絶滅のおそれのある動植物の種を国又は地域単位で選定し、リストとしてまとめたものです。環境省レッドデータブックのカテゴリー定義は以下のとおりで、福岡県レッドデータブックも基本的には環境省のカテゴリーを採用しています。

＜環境省のカテゴリー定義＞

- ①絶滅：我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
- ②野生絶滅：飼育・栽培下でのみ存続している種

③絶滅危惧：絶滅のおそれのある種

●絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している種

・絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種

・絶滅危惧ⅠB類：ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種

●絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種

④準絶滅危惧：現時点では絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

⑤情報不足：評価するだけの情報が不足している種

⑥絶滅のおそれのある地域個体群：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

第2次古賀市環境基本計画
(古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含む)

発行：平成26年3月

発行元：福岡県古賀市市民部環境課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1番1号

TEL 092-942-1111 FAX 092-942-3758